

競争入札参加者の資格に関する公示

平成19年度及び平成20年度において名古屋市が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその参加資格審査の申請時期、申請方法及び提出書類等について、次のとおり公示する。

平成18年 9月 6日

名古屋市 市長 松原 武久
名古屋市上下水道局長 山田 雅雄
名古屋市交通局長 吉井 信雄

1 申請できる契約の区分及びそれぞれの区分における物品等又は役務の種類

(1) 工事の請負

一般土木工事、下水道工事、軌道工事、水道工事、配水管布設工事、建築工事、とび・土工・コンクリート工事、道路標識設置工事、電気工事、受変電工事、屋外照明工事、特殊電気工事、電気通信工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、区画線設置工事、機械設備工事、水・汚泥処理設備工事、計装設備工事、畳工事、造園工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事

(2) 工事用資材又は原材料の買入れ

鋼管・鋼鉄製品、鋳鉄管・鋳鉄製品・異形管・鉄蓋、生コンクリート、コンクリートブロック類、コンクリートP C製品、ヒューム管、土砂、石材、砕石、木材・マクラ木、電機器材、バルブ・メータ製品、水栓・ポリ管・ビニール管類、セメント、アスファルト乳剤・アスファルト合材、非鉄金属、陶管・れんが・タイル、造園・園芸品、その他

(3) 物件（工事用資材又は原材料を除く。）の買入れ（製造及び修繕の請負を含む。以下同じ。）又は物件の借入れ

活版・平版印刷、軽印刷、フォーム印刷、地図印刷、封筒印刷、和・洋紙、文房具、コンピュータ用品、鋼製・木製家具、陽画焼付品、印章・ゴム印、特注家具、室内装飾品、旗・たれ幕、看板、バッジ、ビニール製品、ラベル・シール製品、寝具、制服・作業服・帽子、白衣、衣料雑貨、標本・模型、家庭用電気製品、事務用機器、コンピュータ、視聴覚・放送機器、通信機器、理化学・測定機器、医療機器、ちゅう房機器、自動車・自転車、自動車用品、タイヤ、時計、カメラ・映写機、バス・電車用品、船舶、その他の機器、医薬品、衛生材料、防疫剤、農業薬品、工業薬品、燃料油・潤滑油、固体・気体燃料、消防用品、安全保護具、荒物雑貨、くつ、楽器、スポーツ用品、保育用品・教材、記念品・贈答品、食料品、飼料・肥料、図書、特殊物品、物件の借入れ

- (4) 不用品の売払い
- (5) 測量、設計、監理、調査又はコンサルタントの業務委託
測量、建築設計（監理を含む。）、建築設備設計、建設コンサルタント、補償コンサルタント、調査（工事・都市系）、調査（環境系）、調査（社会系）、調査（その他）
- (6) 業務委託（測量、設計、監理、調査又はコンサルタントの業務委託を除く。）
建築物清掃、建築物警備、クリーニング、システム開発、データ処理、運送・輸送、宣伝・広告の企画、映画・ビデオ等の制作、催事等の企画・運営、事務関連、施設の運営・管理、医療関連、給食、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、残土運搬、衛生関連、清掃、公園・道路等の維持管理、保守・点検・修理、通信情報サービス、コンピュータ関連サービス、建築物の定期点検、その他

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない。）は、競争入札に参加することができない。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者は、その事実があつた後2年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。ただし、同一の事由により指名停止措置を受けている者にあつては、この限りでない。
- (3) 次の税を滞納している者（徴収猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）は、競争入札に参加することができない。
 - ア 市町村民税
 - イ 固定資産税
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) アからクまでに掲げる契約の区分に応じ、それぞれに掲げる要件を備えていない者は、競争入札に参加することができない。
 - ア 工事の請負
別表第1の発注工事に対応して掲げる建設業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受け、かつ、同法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査（同法第27条の29に規定する「総合評定値」の通知を受けるものに限る。）を受けていること。ただし、同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事の請

負については、当該許可及び経営事項審査を要しない。

また、配水管布設工事の申請を行う者は、名古屋市上下水道局配水管施工士規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第10号）第3条の規定に基づく登録を受けた配水管施工士を有すること。

イ 測量の業務委託

測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。

ウ 建築に係る設計又は監理の業務委託

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていること。

エ コンサルタントの業務委託

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定に基づく登録を受けることができるコンサルタントの業務委託の場合には、それぞれ当該各条の規定に基づく登録を受けていること。

オ 建築物清掃の業務委託

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の同法第12条の2第1項第6号を含む。）に掲げる事業に係る同項の規定に基づく登録を受けていること。

カ 建築物警備の業務委託

警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく認定を受けていること。

キ クリーニングの業務委託

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の規定による届出をしていること。

ク その他

行政機関の許可、免許、登録等を受けなければならない営業に関し、当該行政機関の許可、免許、登録等を受けていること。

3 競争入札に参加する者の資格及び審査

- (1) 別表第2に定める工事の請負及び物件の買入れの契約についての競争入札に参加する者に必要な資格は、業種又は品目ごとに、発注予定金額に対応して定める同表の等級に区分して定める。当該等級への格付けは、アからエまでに掲げる客観的審査事項を審査の上、行うものとする。ただし、災害その他緊急の必要があるとき、契約の性質又は目的により同表により難しいと認めたとき、その他特に必要と認めたときは、それぞれの等級に対応する発注予定金額にかかわらず、競争入札に参加させることがある。

ア 年間平均の工事完成、物件販売等の実績高、自己資本額（物件の買入れにあつては払込資本額とする。）及び職員数（以下「経営規模」という。）

- イ 流動比率、自己資本比率等の経営比率（以下「経営状況」という。）
（物件の買入れにあつては、流動比率とする。）
- ウ 技術職員数（以下「技術力」という。）（工事の請負に限る。）
- エ 労働福祉の状況、工事の安全成績、営業年数及び建設業経理事務士等の数（以下「社会性等」という。）（物件の買入れにあつては営業年数とする。）

(2) 別表第 2 に定める工事以外の工事の請負、別表第 2 に定める物件の買入れ以外の物件の買入れ、物件の借入れ、不用品の売払い及び業務委託の契約についての競争入札に参加する者に必要な資格は、アからエまでに掲げる客観的審査事項について審査の上、業種、種目又は品目ごとに区分して定める。

- ア 経営規模（事項中の「自己資本額」は、工事の請負以外の申請区分にあつては「払込資本額」とする。）
- イ 経営状況（工事の請負以外の申請区分にあつては流動比率とする。）
- ウ 技術力（工事の請負に限る。）
- エ 社会性等（工事の請負以外の申請区分にあつては営業年数とする。）

(3) 共同企業体（工事の請負に限る。）

- ア 一般共同企業体（実施する工事が特定されていない共同企業体をいう。以下同じ。）の構成は、（ア）から（カ）までに掲げる要件を満たすものでなければならない。その競争入札参加資格及び審査は、（1）又は（2）に定めるところによる。この場合において、経営規模及び技術力にあつては一般共同企業体を構成する個々の企業の当該数値の和を、経営状況及び社会性等にあつては一般共同企業体を構成する個々の企業の当該数値の平均値をもって、それぞれ審査の対象とする。

（ア）各構成員が発注工事に対応する工事の種別について、競争入札参加資格を有していること。

（イ）各構成員が中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第 2 条の要件を満たす中小企業者であること。

（ロ）構成員数は 2 又は 3 者であること。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは 5 者までとする。

（ハ）同一業種別の工事において、他の一般共同企業体の資格審査の申請を行っていない者により構成されていること。

（ニ）構成員の組合せが、同一等級又は直近 2 等級までであること。

（ホ）等級が異なる者の組合せによる一般共同企業体については、その等級が構成員上位等級者単体の等級以上に相当すること。

- イ 特別共同企業体（実施する工事が特定されている共同企業体をいう。以下同じ。）の競争入札参加資格及び審査は、別に定めるところによる。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合で官公需適格組合の証明を受

けているもの（以下「適格組合」という。）の競争入札参加資格に係る客観的審査事項の審査については、当該適格組合の構成員のうちから申請業種又は品目ごとに当該業種又は品目の事業を行う者 5者を限度として選出したうえ、（3）ア後段の定めに準じて行うものとする。

4 資格審査の申請

- (1) 資格審査の申請（共同企業体を除く。）は、インターネットを利用して、アのホームページアドレスにアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信するとともに、(2) に掲げる書類をイの場所へ提出することにより行う。

ア ホームページアドレス

<http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

イ 書類の提出場所

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部監理課

- (2) 提出書類（ア）、カ）、キ）及びコ）の書類については、(1) の申請入力の際に出力される様式とし、イ）、ウ）、エ）、オ）及びシ）の書類（シ）の書類にあつては、証明書に限る。）については複写機による写しをもってこれに代えることができるものとする。）

ア 競争入札参加資格審査申請書（第 1号様式）

イ 法人の登記簿謄本

ウ 納税証明書

エ 印鑑証明書

オ 2(1)に該当しない者であることを証する書類(個人の場合に限る。)

カ 使用印鑑届

キ 委任状

ク 貸借対照表、損益計算書その他会計に関する書類（写し）（2(4)アの経営事項審査を受けている工事の請負を除く。）

ケ 建設業許可申請書の別表（写し）（工事請負で営業所で申請する場合に限る。）

コ 生産設備表（物件（工事用資材又は原材料を除く。）の買入れに限る。）

サ 営業に必要な資格等を証する書類

シ 適格組合の審査に必要な書類及び証明書

(3) 申請の期間等

資格審査の申請は、次の受付区分ごとに定める期間内に(1) の入力、送信及び書類の提出を完了しなければならない。

ア 集中受付

ア 受付期間

平成18年11月15日から平成19年 1月19日まで（ただし、名古屋市の休日定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規

定する本市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）

(イ) 受付時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

イ 随時受付

(ア) 受付期間

集中受付の期間経過後の毎日（ただし、休日等を除く。）

(イ) 受付時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(4) 申請に使用する言語等

申請に使用する言語は日本語とし、金額の単位は、円（外国貨幣の邦貨換算率は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率によること。）とする（以下(5)において同じ。）。

(5) 一般共同企業体の資格審査の申請等

ア 競争入札参加資格審査申請書（一般共同企業体）（第 2号様式）に、構成員間の協定書（様式は別に定める。）を添えて、次の場所に持参し提出することにより行う。

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部監理課

イ 申請に必要な書類は上記(5) アの場所で、あらかじめ申請者に交付する。

ウ 申請の期間等

(ア) 受付期間

各構成員に対する5(1)の通知後の毎日（ただし、休日等を除く。）

(イ) 受付時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

エ 本申請による資格の認定と同時に、構成員の持つ競争入札参加資格のうち、一般共同企業体として認定を行った業種については抹消となる。

(6) 特別共同企業体の資格審査の申請については、別に定めるところによる。

5 資格審査結果の通知等

(1) 資格審査申請者には、資格審査の結果を電子メール又はファクシミリによる送信若しくは文書により通知する。

(2) 資格審査申請後、3に定める審査事項に変更が生じた場合であっても、再度の資格審査は行わない。ただし、会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者から申請がある場合については、この限りでない。

6 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続等

(1) 競争入札参加資格の有効期間

ア 申請受付日（申請内容の入力、送信及び書類提出がすべて完了した日をいう。以下同じ。）が、平成18年11月15日から平成19年 1月19日までの場合

平成19年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

イ 申請受付日が、平成19年 1月20日から平成19年 3月12日までの場合

平成19年 4月 5日から平成21年 3月31日まで

ウ 申請受付日が、平成19年 3月13日以降の場合

(ア) 申請受付日が、毎月 1日から10日までの場合（10日が休日等のときは、その直後の休日等でない日とする。）

申請受付日の属する月の翌月 1日から平成21年 3月31日まで

(イ) 申請受付日が、(ア) の受付期間の満了日の翌日から月末までの場合

申請受付日の属する月の翌々月 1日から平成21年 3月31日まで

エ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年名古屋市規則第 162号）第 4条の規定による場合にあっては、別の定めをすることがある。

(2) (1) の有効期間の更新を希望する者は、平成20年 8月ごろに平成21年度及び平成22年度の競争入札参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき資格審査の申請を行うこと。

(3) 平成19年度の契約に係る競争入札で平成18年度に行われるものについては、なお、従前の例による。

別表第 1

発 注 工 事	許可及び経営事項審査を受けるべき建設業
一般土木工事	土木工事業
下水道工事	土木工事業、水道施設工事業
軌道工事	土木工事業
水道工事	土木工事業、水道施設工事業
配水管布設工事	土木工事業、水道施設工事業
建築工事	建築工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
電気工事	電気工事業
受変電工事	電気工事業
屋外照明工事	電気工事業
特殊電気工事	電気工事業、電気通信工事業
電気通信工事	電気通信工事業
管工事	管工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
ほ装工事	ほ装工事業
塗装工事	塗装工事業
区画線設置工事	塗装工事業
機械設備工事	機械器具設置工事業、水道施設工事業
水・汚泥処理設備工事	機械器具設置工事業、水道施設工事業
計装設備工事	機械器具設置工事業、電気工事業
畳工事	内装仕上工事業
造園工事	造園工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

注 表の右欄に複数の建設業の種類が示されている場合は、いずれか 1 種類についての建設業の許可及び経営事項審査を受ければよいものとする。

別表第 2

(1) 一般土木工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
2億円以上	A
7,500万円以上 2億円未満	B
2,000万円以上 7,500万円未満	C
2,000万円未満	D

(2) 下水道工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
1 億円以上	A
4,000万円以上 1億円未満	B
1,500万円以上 4,000万円未満	C
1,500万円未満	D

(3) 水道工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
1億円以上	A
4,000万円以上 1億円未満	B
1,000万円以上 4,000万円未満	C
1,000万円未満	D

(4) 配水管布設工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
3,000万円以上	A
1,000万円以上 3,000万円未満	B
1,000万円未満	C

(5) 建築工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
5億円以上	A
7,000万円以上 5億円未満	B
1,500万円以上 7,000万円未満	C
1,500万円未満	D

(6) 電気工事及び管工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
7,000万円以上	A
1,000万円以上 7,000万円未満	B
1,000万円未満	C

(7) 屋外照明工事

発 注 予 定 金 額	等 級 区 分
900万円以上	A
900万円未満	B

(8) ほ装工事

発注予定金額	等級区分
5,000万円以上	A
2,000万円以上 5,000万円未満	B
2,000万円未満	C

(9) 塗装工事

発注予定金額	等級区分
600万円以上	A
600万円未満	B

(10) 造園工事

発注予定金額	等級区分
1,500万円以上	A
500万円以上 1,500万円未満	B
500万円未満	C

(11) 工業薬品の買入れ

発注予定金額	等級区分
1,000万円以上	A
1,000万円未満	B

(12) 活版・平版印刷物

発注予定金額	等級区分
500万円以上	A
500万円未満	B

第 1 号様式

受付番号
平成 年 月 日

(あて先)
名古屋市長
名古屋市上下水道局長
名古屋市交通局長

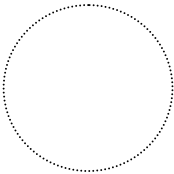
競争入札参加資格審査申請書

添 付 資 料		
番号	書類名称	説明

上記受付番号に係る申請の内容及び添えて提出する書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこと並びに受任者に委任する場合は、受任者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないことを誓約した上で競争入札参加資格の申請をします。

所在地
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

実印



競争入札参加資格審査申請書（一般共同企業体）
（ 競争入札参加資格取消届（各構成員） ）

年 月 日

（あて先）名古屋市長
名古屋市上下水道局長
名古屋市交通局長

申請業種

受	付	印	受付者

希望順位	業 種 名	希望順位	業 種 名	希望順位	業 種 名	希望順位	業 種 名
1		2		3		4	
6		7		8		9	

注 別に定める申請業種表の業種名を記入してください。複数の業種を申請する場合は、希望する順位により業種名を記入してください。

一般共同企業体の名称及び所在地		代 表 者		所 在 地 商号又は 名 称 代 表 者 役職氏名		〒 TEL FAX		使用印	
構 成 員		構 成 員		所 在 地 商号又は 名 称 代 表 者 役職氏名				使用印	

平成19年度及び平成20年度の名古屋市が発注する工事請負の一般・指名競争入札に一般共同企業体として参加したいので、指定の書類を添えて競争入札参加資格の審査を申請します。本申請内容の認定をもって、各構成員の競争入札参加資格のうち、本申請で認定された業種の資格の取消を届け出ます。
なお、この競争入札参加資格審査申請書及び添えて提出する書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 9月 6日

契約事務受任者

名古屋市子ども青少年局長 佐 合 広 利

1 入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

児童福祉システム用サーバ及び端末機器等一式の賃貸借

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年12月 1日から平成23年11月30日まで

(地方自治法第 234条の 3に基づく長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札金額

入札は月額賃借料で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(6) 入札方法

本公告に係る入札は、競争入札参加資格確認申請書の提出及び入札を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出及び入札を紙により行うことができる。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後2年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（17財監第75号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 平成17年度及び平成18年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「物件の買入れ又は物件の借入れ」、申請品目「物件の借入れ」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成18年9月21日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、開札の日時までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 商法（明治32年法律第48号）に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者（同法に基づく会社の整理終結の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本入札に参加しようとならない者等であること。
- (8) 本調達に係る公告の日から、入札及び開札の日時までの間に指名停止を受けていない者であること。

- (9) 本調達に係る物品と同種又は類似物品についての納入実績を有することを証明した者であること。
- (10) 本調達に係る物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。
- (11) 本調達に係る物品に関し、名古屋市内若しくはその近郊にアフターサービス又はメンテナンスのための営業所等（委託契約会社を含む。）を有し、障害発生時に迅速な対応が可能な体制が整備されていること。
- (12) 日本国内に検査設備及び要員等を確保でき、本市が指定した検査員（以下「検査員」という。）の指示に従い、検査員の指定する場所での検査の立会い、必要な資料の提出及び説明その他本市が必要とする検査に応じられることを証明した者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市子ども青少年局

子育て家庭部子育て支援課子育て支援係

（名古屋市役所本庁舎 2階）

電話番号 052-972-2522

- (2) 入札説明書の入手方法

(1)に示す場所及びインターネットを利用して名古屋市電子調達システム（<http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）で交付する。

- (3) 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 公告に係る入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び当該借入物品を確実に納入できることを確認するための書類（以下「確認申請書等」という。）を電子入札システムにより提出しなければならない。なお、電子入札によりがたい場合は紙による確認申請書等を持参又は郵送（書留郵便に限る。）することができる。

なお、確認申請書等に関し説明等を求められた場合は、これに応じなければならない。また、イの期間に確認申請書等を提出しない者及び提

出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

イ 確認申請書等の提出期間及び提出場所等

(ア) 電子入札による場合の提出期間

公告の日から平成18年 9月21日午後 5時00分まで

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

① 提出期間 (ア) に同じ

② 提出場所 (1) に同じ

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先（書留郵便に限る。）

① 到達期限 平成18年 9月21日午後 5時00分

② 提出先 (1) に同じ

(4) 入札書の提出方法等

ア 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙による入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。）することができる。

イ 入札書の提出期間及び提出場所等

(ア) 電子入札による場合の提出期間

競争入札参加資格確認通知書受領日から平成18年10月16日午後 5時00分まで

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

① 提出期間 (ア) に同じ

② 提出場所 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市子ども青少年局総務課経理係

(名古屋市役所本庁舎 2階)

電話番号 052-972-3193

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先（書留郵便に限る。）

① 到達期限 平成18年10月16日午後 5時00分

② 提出先 (イ) ②に同じ

(5) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時 平成18年10月17日午前10時00分

イ 開札場所 (4) イ (イ) ②に同じ

(6) その他

本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、電子入札実施要領及び名古屋市競争入札参加者手引に定めるところによること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

有。ただし、入札保証金にあつては名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条の規定に該当する場合に、また、契約保証金にあつては同規則第31条の規定に該当する場合に、それぞれを免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は月額賃借料で定めるかの区分

月額賃借料で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 競争入札参加資格審査の申請

本公告に係る入札に参加を希望する者で、確認申請書等の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（<http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必

要書類を平成18年 9月21日までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

この場合には、本件入札に係る公告の写しを添える等の方法により、本件入札に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市財政局契約部監理課契約審査係

(名古屋市役所本庁舎 1階)

電話番号 052-972-2326

(8) 調達手続の停止等

本公告に示した調達に関し、名古屋市政府調達苦情検討委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Server and Terminals for the Second Comprehensive Welfare Information System; 1 set

(2) Deadline for the submission of application forms

for qualification: 21 September, 2006

(3) Deadline for tender:

5:00 p.m. 16 October, 2006

(By mail: 5:00 p.m. 16 October, 2006)

(4) Contact point for the notice:

Child Raising Support Division, Child & Youth Affairs Bureau, City of Nagoya

1-1, Sannomaru 3-chome, Naka-ku, Nagoya 460-8508 Japan

Tel:052-972-2522

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成18年 9月 6日

契約事務受任者

名古屋市教育委員会教育長 岡 田 大

事 項	内 容
(1) 物品等・特定役務の名称と数量	中学校スクールランチ管理システム用機器一式の賃貸借
(2) 契約事務担当部局名と所在地	教育委員会事務局学校教育部学校保健課 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
(3) 落札者・随意契約の相手方の決定日	平成18年 7月11日
(4) 落札者・随意契約の相手方の氏名と住所	NECリース株式会社 名古屋市中区錦一丁目17番 1号
(5) 落札金額・随意契約金額	2,583,000円 (1月当たり・税込み)
(6) 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
(7) 入札公告日・入札公示日	平成18年 5月31日
(8) 政府調達協定上の随意契約理由	—
(9) その他	—